

◎大津市小額工事（委託）の随意契約ガイドライン

1. 趣旨・目的

本ガイドラインは小額工事（委託）を地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 2 第 1 項を適用して随意契約にて発注する場合の事務手続上必要な事項を定めるものである。

発注課においては施工及び契約事務について適正化を図るため、本ガイドラインを遵守するものとする。

2. 根拠法令の適用

随意契約を締結する際は根拠法令が下記のいずれに該当するのか確認し、伺書に明記すること。

(1) 令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号

売買、貸借、請負その他の契約で**その予定価格が**、大津市契約規則第 18 条第 1 項で定める額（下表）を**超えないもの**をするとき。

契約の種類	予定価格（税込）	備考
(1) 工事又は製造の請負	1 3 0 万円	建設工事のほか、施設修繕も含む
(6) 測量・建設コンサルタント等の委託業務	5 0 万円	

【注意】

- ① 本号に該当させるため、作為的に分割して契約する行為は厳に禁止するものとする。
- ② 上記の表に該当する場合は必ず随意契約をしなければならないというものではない。

(2) 令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約で**その性質又は目的が競争入札に適しないもの**をするとき。

本号に該当できる具体例については下記のとおりである。

- (1) 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができない場合
 - ① 特許工法等の新開発工法等を用いる必要がある工事
 - ② 文化財その他極めて特殊な建築物等であるため、施工者が特定される補修、増築等の工事
 - ③ 実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備等であるため、施工可能な者が特定される設備、機器等の新設、増設等の工事
 - ④ ガス事業法等法令等の規定に基づき施工者が特定される工事
- (2) 施工上の経験、知識を特に必要とする場合又は既存の施設と密接な関係を有する部分の施工等をさせる必要がある場合で、特定の者と契約しなければ契約の目的を達することができないとき

- ① 本施工に先立ち行われる試験的な施工（以下「試験施工」という。）の結果、当該試験施工者に施工させなければならない本工事
- ② 既設の設備等と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生じるおそれがある設備、機器等の増設、改修等の工事
- ③ 埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で、特殊な技術、手法等を用いる必要がある工事

【注意】

1 者特命随契になるため、伺書に随意契約理由書を添付すること。

(3) 令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号

緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

本号に該当できる具体例については下記のとおりである。

- (1) 施設等の水道・ガス・電気設備等の復旧工事並びに雨漏れの補修工事
- (2) 交通事故等により破損、故障した交通安全施設の復旧工事
- (3) 施設、設備等の破損、故障等であって、放置することにより人体に被害をもたらす恐れがある場合の復旧工事
- (4) その他緊急に施工することが必要であると認められる工事（総務部契約検査課と協議）

【注意】

①緊急とは上記事例のような予見不可能な客観的な事由により競争入札に付する時間がないときであって、事務の遅延等により競争入札に付する期間が確保できなくなったような主観的な事由では適用することはできない。

②特別に理由のある場合を除き、施工場所の近隣業者を選定するものとする。

③適用における事務手続きについては「緊急小額工事事務処理要領」（情報ひろば－各課提供情報－契約検査課に掲載）を参照すること。

(4) 令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

競争入札に付することが不利と認められるとき。

現に契約履行中の工事に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利である場合。

【具体例】

- (1) 現に契約履行中の施工業者に履行させた場合、工期の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められる場合
 - ① 当初予期し得なかった事情の変化等により必要となった追加工事
 - ② 本体工事と密接に関連する付帯的な工事
- (2) 前工事に引き続き施工される工事で、前工事の施工者に施工させた場合は、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工が確保できる等有利と認められる場合
 - ① 前工事と後工事とが、一体の構造物（一体の構造物として完成してはじめて機能を発揮するものに限る。）の構築等を目的とし、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、かし担保責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にあるため、一貫した施工

が技術的に必要とされる当該後工事

- ② 前工事と後工事が密接な関係にあり、かつ、前工事で施工した仮設備が引き続き使用される後工事（ただし、本体工事の施工に直接関連する仮設備であつて、当該後工事の安全・円滑かつ適切な施工に重大な影響を及ぼすと認められるもので、工期の短縮、経費の節減が確保できるものに限る。）
- (3) 他の発注者の発注に係る現に施工中の工事と交錯する箇所での工事で、当該施工中の者に施工させた場合には、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで有利と認められる場合
 - ① 鉄道工事等と立体交差する道路工事等の当該交錯箇所での工事
 - ② 他の発注者の発注にかかる工事と一部重複、錯綜する工事

【注意】

1 者特命随契になるため、伺書に随意契約理由書を添付すること。

(5) 令第 167 条の 2 第 1 項第 7 号

時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

本号に該当できる具体例については下記のとおりである。

- (1) 特定の施工者が、施工に必要な資機材等を当該工事現場付近に多量に所有するため、当該者と随意契約する場合には、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができるものと認められる場合
- (2) 特定の施工者が、開発し、又は導入した資機材、作業設備、新工法等を利用することとした場合には、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができるものと認められる場合

【注意】

1 者特命随契になるため、伺書に随意契約理由書を添付すること。

3. 施行に際して

- (1) 小額工事（委託）の施行に際しては、所属長は、あらかじめ監督員を指名するものとする。
- (2) 監督員は、上司の命を受け、小額工事（委託）の設計に関する事項及び現場監督その他小額工事（委託）に関する事項を担任する。
- (3) 年度末に集中しないよう、計画的に発注し、平準化に努めること。

4. 見積書の徴取における注意点

- (1) 令第 1 号の適用においては必ず 2 者以上の見積書を徴取すること。
(参考：大津市契約規則第 18 条の 3 第 1 項)
- (2) 止むを得ない工種を除き、一式計上せず、数量等明細が記載された見積書を徴取すること。
- (3) 見積書を徴取する業者の選定にあたっては、入札参加希望業種を確認のうえ、可能な限り、施工場所に近い業者を選定すること。ただし 20 万円未満の施設修繕においては入札参加登録をしていない業者でも可能です。(参考：大津市財務規則第 59 条第 1 項)
- (4) 業者に対して見積金額が令第 1 号の範囲内に収めるように指示しないこと。

- (5)金額の積算が正しいか、必ず技術職員の査定を得ること。
- (6)金額は消費税を除いた額で記載するように依頼すること。
- (7)工事（委託）場所は「大津市〇〇町丁名」と記載（番地名は記載不要）するように依頼すること。
- (8)既に提出した見積書は書換若しくは引換又は撤回させることができない。
（参考：大津市契約規則第 18 条の 3 第 2 項）

5. 施行伺書作成における注意点

- (1)施行伺書兼支出負担行為書を作成して契約検査課に発注を依頼すること。
ただし、20 万円未満の施設修繕については各発注課にて支出負担行為書を作成して発注すること。（参考：大津市財務規則第 59 条第 1 項）
- (2)工期（委託期間）については、特別の事情がある場合を除き、日数（〇〇日間）ではなく期日（〇〇月〇〇日迄）を指定すること。なお、終期は開庁日にする。
- (3)期日の設定にあたっては実際の施行に要する日数だけではなく、伺書の決裁、発注、請書の提出、完成検査、修補等に要する日程を考慮したうえで、適正な期間を設定すること。検査完了及び目的物の引渡しは必ず 3 月 31 日迄に終えなければならないので、特に年度末の工期については手直し等の恐れを考慮して早期に発注すること。
- (4)繰越の手続きはできないので、年度内に完成するよう計画的に執行すること。
- (5)伺書には必ず位置図（町丁名や目標物の表示があるもの）を添付すること。

6. 所属長における施行伺書の確認

- (1)所属長は伺書の決裁に際して、当該案件が小額工事（委託）の適用を受けるため作為的に分割発注していないか必ず確認すること。（工事台帳一覧表にて把握可能）

【注意】

同時期に同じ現場（隣接も含む）で、同じ業種、同じ業者への発注については入札すべき案件である。また正当な理由がなく、意図的に発注時期を分けて別案件とすることも厳に禁止とする。

- (2)年度末で入札に付す時間が無いため分割発注をすることが無いよう、計画的に執行できるよう把握しておくこと。

7. 契約の締結

- (1)小額工事（委託）の場合、契約書の作成を省略することができ、かわりに請書の受理をもって契約となる。（参考：大津市契約規則第 23 条第 2 項第 3 号及び第 5 号）
- (2)上記、請書の提出については契約検査課より業者に連絡し、契約検査課にて提出してもらう。工期の開始は契約日の翌開庁日となる。
※業者から直接、担当課に請書が提出された場合、必ず契約検査課に請書を持っていくこと。（契約検査課にて契約データに契約日、始期データを入力する。）
- (3)請書受理前に業者に発注指示することは未契約発注になるため厳に禁止とする。

8. 監督者の責務

- (1) 請負人に対し、着工前に当該事業の内容を説明し、位置、工法、構造、寸法、施行順序、各種の調査、作業内容等を指示すること。
- (2) 契約の工期は、常々遵守するよう工事の促進に留意し、監督指示すること。
- (3) 監督員は、工事内容が契約条件を充分満たすよう指導監督し、目的達成を図ること
- (4) 整備書類の提出は、見積査定書、着工届、完工届及び検査書、現場写真（着工前、完工後）とする。
- (5) 工事工程の中で工事完成後規格、品質、数量、寸法等確認し難い場合は、その状況を記録又は写真撮影し、その他必要書類を提出させること。

【注意】

委託の場合、上記内容に準じるものとする。

9 検査に際して

- (1) 当該工事（委託）の完了確認検査は、主管課の管理職員又は主管課長が指名する職員で行うこと。
- (2) 検査の実施に当たっては、契約条件と照合し、厳正かつ公平に行うこと。
- (3) 完了確認検査後は、主管課で必要な事務処理を行うこと。

附 則

（施行期日）

本ガイドラインは、平成 22 年 1 月 4 日から施行する。